

労 災 保 険 率 表 (案)

(平成21年4月1日改定予定)

事業の種類	事業の種類	労 災 保 険 率		
		現 行	改 定 案	
林業	林業	1000分の60		
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の41	1000分の32	
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40	1000分の41	
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	1000分の87		
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の46	1000分の30	
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の6.5		
	採石業	1000分の70		
	その他の鉱業	1000分の28	1000分の24	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の118	1000分の103	
	道路新設事業	1000分の21	1000分の15	
	舗装工事業	1000分の14	1000分の11	
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の23	1000分の18	
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1000分の15	1000分の13	
	既設建築物設備工事業	1000分の14		
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の14	1000分の9	
	その他の建設事業	1000分の21	1000分の19	
製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1000分の7.5	1000分の6.5	
	たばこ等製造業	1000分の6.5	1000分の5.5	
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の5.5	1000分の4.5	
	木材又は木製品製造業	1000分の18	1000分の15	
	パルプ又は紙製造業	1000分の7.5	1000分の7	
	印刷又は製本業	1000分の5	1000分の4.5	
	化学工業	1000分の6.5	1000分の5	
	ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5		
	コンクリート製造業	1000分の14		
	陶磁器製品製造業	1000分の17	1000分の18	
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26		
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1000分の7.5	1000分の7	
	非鉄金属精錬業	1000分の7.5	1000分の8.5	
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1000分の8.5	1000分の7.5	
	鋳物業	1000分の18	1000分の19	
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	1000分の14	1000分の11	
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	1000分の9	1000分の7.5	
	めつき業	1000分の8.5	1000分の6	
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	1000分の7	1000分の6.5	
	電気機械器具製造業	1000分の4.5	1000分の3.5	
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1000分の6	1000分の5	
	船舶製造又は修理業	1000分の22	1000分の23	
	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1000分の4.5	1000分の3	
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の5.5	1000分の4	
	その他の製造業	1000分の8	1000分の7.5	
	運輸業	交通運輸事業	1000分の5.5	1000分の5
		貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1000分の13	1000分の11
港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)		1000分の13	1000分の12	
港湾荷役業		1000分の23	1000分の17	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の4.5	1000分の3.5	
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の12		
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13		
	ビルメンテナンス業	1000分の6.5	1000分の6	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の7		
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の4.5	1000分の3	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の5	1000分の4	
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の4.5	1000分の3	
	その他の各種事業	1000分の4.5	1000分の3	

注) 改定案が空欄の事業については改定は行わない。